

三環舎事業継続計画(BCP) 【自然災害編】

社会福祉法人三環舎

＜ 目次 ＞

第1章 対応体制の構築			
1. 目的・基本方針		4. 対策本部の設置	
(1)目的	.. 1	(1)災害対策本部の設置基準	.. 3
(2)基本方針	.. 1	(2)災害対策本部の設置場所	.. 3
(3)行動指針	.. 1	(3)災害対策本部の役割	.. 3
2. 平常時の備え		5. 対応体制図	.. 4.5
(1)平常時に行っておくこと	.. 1	6. 地域の連携体制の構築	
3. 事業所の安全対策		(1)他施設との連携	.. 6
(1)設備・什器類の転倒防止補強策	.. 2	(2)地域ネットワーク等の構築・参加	.. 6
(2)防災用品	.. 2	【地域ネットワーク一覧】	.. 7
		【非常時の連絡先一覧】	.. 7
第2章 事前準備			
1. BCP発動基準		2. 避難情報別行動原則	
(1)被災リスクの顕在化による自動発動	.. 8	(1)日中における地震・津波発生時の行動に	
(2)発動権限者	.. 8	ついて	.. 9
(3)職員の行動について	.. 8	(2)夜間(営業時間外)における地震・津波	
(4)災害対応事前協議	.. 8	発生時の行動について	.. 10
		(3)津波警報・大津波発令時の行動について	.. 11
第3章 災害発生時の対応			
1. 災害発生時の行動手順	.. 12	4. 自動参集基準	.. 14
2. 安否確認の方法	.. 12	5. 物的対応	
3. 避難		被害状況確認の目安(地震の例)	.. 15
(1)地震等における避難(場所、誘導など)	.. 13	【物的対応(兼)被害状況一覧表】	
(2)土砂災害および洪水時の避難判断	.. 13	6. 備蓄品台帳と配分量の把握	.. 16
①土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)時			
の避難開始判断			
②洪水時の避難開始判断			
(3)土砂災害および洪水時の避難方法について	.. 13		
(4)土砂災害および洪水時の避難経路について	.. 13		
第4章 業務の継続		第5章 研修と訓練	
1. 業務の緊急度(利用者の生命維持・精神安定に係る業務)一覧	.. 17	1. 避難訓練	
2. 利用者の生活支援に関わる業務一覧	.. 17	(1)目的	.. 19
(1)優先業務選定の目安	.. 18	(2)実施する訓練の例	.. 19
		(3)地域との合同防災訓練	.. 19

第1章 対応体制の構築

1. 目的・基本方針

(1) 目的

本事業継続計画は社会福祉法人三環舎 障害福祉サービス事業所の大規模災害による被災に備えた事前対策と、災害が発生した場合の被災直後の応急措置と復旧対策・地域への貢献およびその後の事業の継続などに関する必要事項を定める。また、人的・物的被害の未然防止と軽減および二次被害の防止を図るとともに、災害発生後の当法人の事業の機能を保全し、迅速且つ適切な非常時災害対策を有効に実施することを目的とする。

(2) 基本方針

- ①利用者および職員の生命を守る。
- ②継続的・安定的にサービスを提供する。

(3) 行動指針

①平常時

- ア) 日常の基本点検により設備・什器、備蓄品を維持する。
- イ) 国や自治体からハザードマップなどの情報を収集し自施設の被害想定を立て準備する。
- ウ) 各職員は、災害発生時参集する場合の行動を予め家族内で決める（特に幼稚園、保育所小中学校の対応方針を家族内で確認共有）

②災害発生時

- ア) 自身および利用者（在宅時は家族）の安全確保を第一とする。
- イ) 二次被害の対策（危険な場所には近づかない、初期消火など）を速やかに実行する。
- ウ) 入所利用者の安全を確保する。
- エ) 法人内施設間の連携と外部機関、地域近隣相互の連携を行う。
- オ) 情報発信（自施設の被害状況など）
- カ) 最低限、事前に特定した優先業務を実施する。

2. 平常時の備え(事業所の安全対策)

(1) 平常時に行っておくこと

- ア) 事業所の周辺地域の外部環境等を常時把握し、災害発生時の対応に影響する問題点と対策を検討し準備する。避難経路の確認や消火器などの設置場所は事業所内・外において必要時に使用できるよう配置場所を検討し避難経路の問題箇所などを平常時に建物内のわかり易い所に掲示する。
- イ) 緊急連絡先は複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール、Line等のSNSなど）を把握しておく。
- ウ) 長期間停止の場合は、相談支援事業所と連携し必要に応じて他事業所のサービス等へ変更を行う。

3. 事業所の安全対策

(1) 設備・什器類の転倒防止補強策

- ①職員・通所者が利用するスペースにおいては、設備・什器類に転倒・落下防止措置（金具等設置）を施す。
- ②避難時の障害物化を防ぐため、不安定に物品を積み上げずに日頃から整理整頓を行うこと。
- ③職員は、消火器等の設備点検および収納場所の確認を行うこと。

(2) 防災用品

品 名	数 量	備 考
脚立（折り畳み）	1	
シャベル		
軍手		
テント		
保温・断熱シート		
LEDランタン（1000ルーメン）		
カセットガスコンロ	1	
カセットボンベ	3	
懐中電灯（LEDまたはハロゲン）		
電池式携帯ラジオ		
延長コード	2	
ロープ	1	
消火器、バケツ	5	
非常用トイレ		
ポータブルトイレ		
消臭剤		
水		
保存食		
ライター	1	
簡易食器（紙製）		
食品用ラップフィルム		
消毒液	3	
毛布		
万能ナイフ		

4. 対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

- ①津波または大津波警報、洪水・大雨特別警報発令時
- ②奄美市周辺で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③サービス提供エリア内で高齢者等避難が発令された場合
- ④災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 対策本部の設置場所

法人本部または施設内を原則とするが、被災状況により困難となった場合は事前に決めておいた外部の安全な場所に設置し職員に周知する。

(3) 災害対策本部の役割

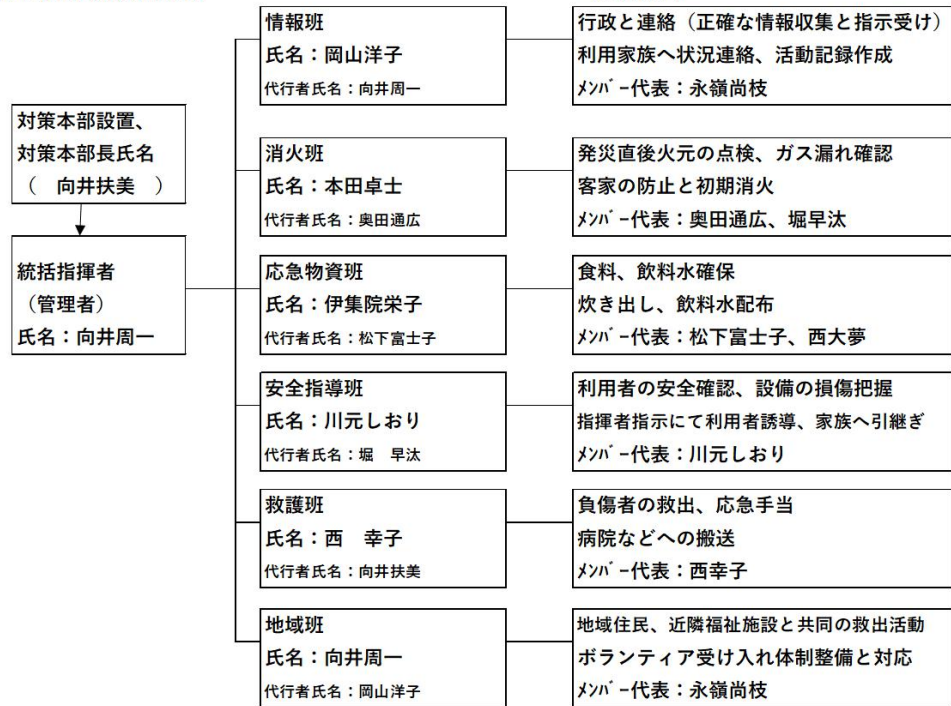
- ①利用者および職員の安全確保および安否確認と救護指示・誘導等
- ②被害状況把握（利用者・職員の怪我の有無、建物の損傷状況）と対策指示（応急措置、復旧活動等）
- ③二次被害の確認と対策（初期消火および二次被害の有無と規模、避難場所決定）指示
- ④飲料水、食料、医薬品、毛布、工具等生活に必要な用具の確保
- ⑤情報の集約と発信（内部連絡調整・外部への情報発信）
- ⑥利用者・職員の家族の安全状況の把握と緊急連絡など必要な対策指示
- ⑦各対応判断・作業等の指示記録
- ⑧スタッフ参集および地域対応・連携

5. 対応体制図

【対策本部】

所在地と連絡先：奄美市名瀬西仲勝314-6 0997-55-7088

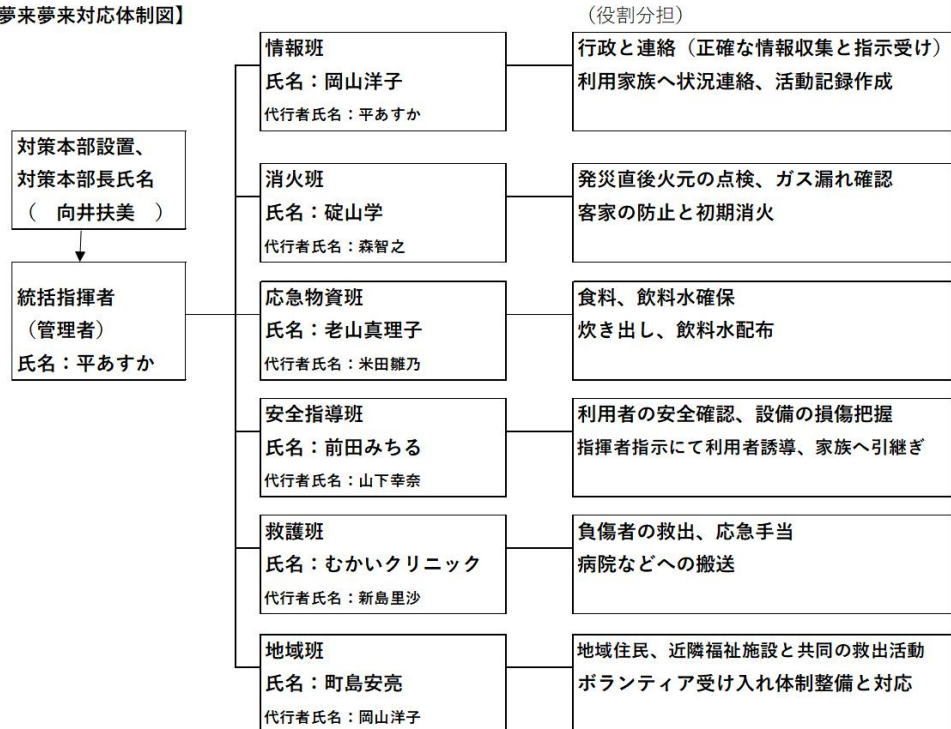
【あしたば園対応体制図】



※各自が訓練を通じ自らの役割を十分に理解しておくこと。

※施設に参集可能な人数に限られることも想定されるため、臨機応変に各自がその役割を果たすこと。

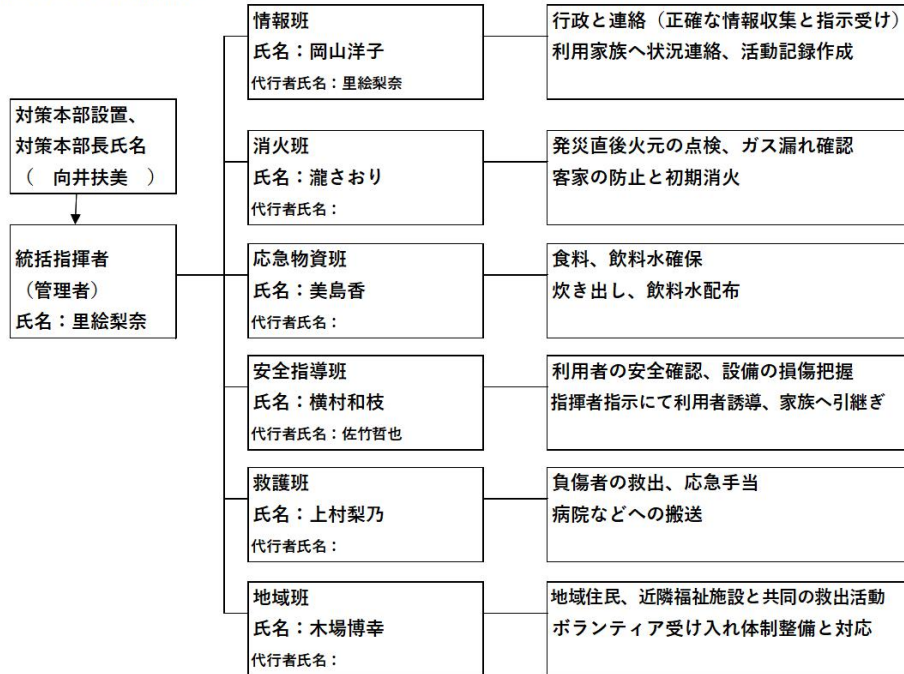
【夢来夢来対応体制図】



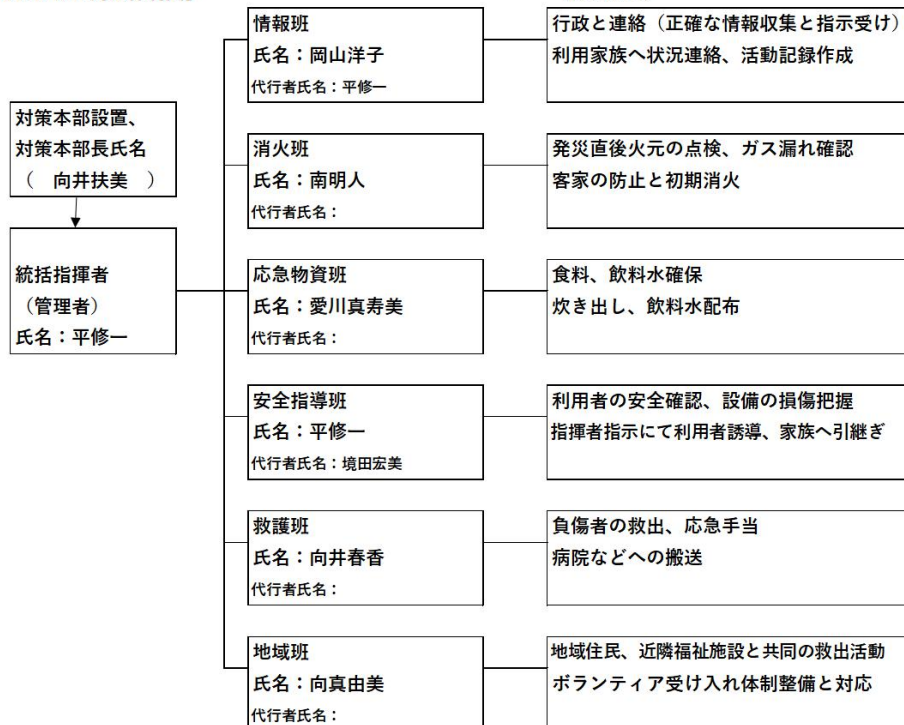
【対策本部】

所在地と連絡先：奄美市名瀬西仲勝314-6 0997-55-7088

【島じゅうり対応体制図】



【あさひが丘対応体制図】



※各自が訓練を通じ自らの役割を十分に理解しておくこと。

※施設に参集可能な人数に限られることも想定されるため、臨機応変に各自がその役割を果たすこと。

6. 地域の連携体制の構築

(1) 他施設との連携

当施設は、平常時より他施設との協力関係を提案し、非常災害時には速やかに連携し相互支援体制を構築する。相互の協力内容は協定書に取り纏め締結すると同時に、平常時においても運営上様々な点についても交流を図ることで良好な関係を築いておく。

(2) 地域ネットワーク等の構築・参加

大規模災害において施設・事業所の倒壊や多数に上る職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態に備え当施設を取り巻く地域ネットワークや社会福祉協議会などの組織との連携を行うこととする。

【地域ネットワーク一覧】

1. 連携関係のある行政・社会福祉協議会・自治会、病院、各組織 等

名称（行政・社協・自治会名）	連絡先部署名	担当者名	電話番号・メアド	所 在 地	連 携 内 容
奄美市福祉政策課			0997-69-3025	奄美市名瀬幸町2 5－8	
大島支庁地域保健福祉課	地域支援係		0997-57-7243	奄美市名瀬永田町1 7－3	
奄美警察署			0997-53-0110	奄美市名瀬長浜町5－2	
大島地区消防本部			0997-52-0100	奄美市名瀬小浜町2 7－5	
奄美市社会福祉協議会			0997-52-7601	奄美市名瀬長浜町5－6	
前勝町内会	町内会長	小元健二郎	0997-54-3420	奄美市名瀬西仲勝	090-7980-4458
浦上町内会	町内会長	豊 修登	090-5726-5452	奄美市名瀬浦上町	

名称（医療機関名）	連絡先部署名	担当者名	電話番号・メアド	所 在 地	連 携 内 容
むかいクリニック			0997-55-1777	奄美市名瀬小浜町2 4－1 0	医療連携
県立大島病院			0997-52-3611	奄美市名瀬真名津町1 8－1	医療連携
名瀬徳洲会病院			0997-54-2222	奄美市名瀬朝日町2 8－1	医療連携

名称（法人・施設名、別組織）	連絡先部署名	担当者名	電話番号・メアド	所 在 地	連 携 内 容
奄美市立大川小学校			0997-54-9831	奄美市名瀬西仲勝1 2 0 1－3	地域連携
特別養護老人ホームめぐみの園			0997-54-9211	奄美市名瀬西仲勝9 6 5	地域連携
奄美看護福祉専門学校			0120-549-181	奄美市名瀬小湊3 3 8－2	地域連携

【非常時の連絡先一覧】

機 関 種 類	機 関 名 称	担 当 部 署 名	電話番号	FAXNO	所 在 地
鹿児島県庁くらし保健福祉部	障害福祉課	施設支援係	099-286-2749	099-286-5558	鹿児島市鴨池新町1 0－1
県庁 部					
県庁 部					
奄美市役所保健福祉部	福祉政策課	障害福祉係	0997-69-3025	0997-52-1199	奄美市名瀬幸町2 5－8
奄美市市役所上下水道部	水道課		0997-52-1176	0997-52-7774	奄美市名瀬幸町2 5－8
市役所 部					
鹿児島県社会福祉協議会			099-257-3855	0997-251-6779	鹿児島市鴨池新町1－7 県社会福祉センター内
県社会福祉協議会ボランティアセンター			099-257-3855	0997-251-6779	鹿児島市鴨池新町1－7 県社会福祉センター内
大島地区消防本部			0997-52-0100	0997-52-5107	奄美市名瀬小浜町2 7－5
奄美警察署			0997-53-0110		奄美市名瀬長浜町5－2
むかいクリニック			0997-55-1777	0997-55-1780	奄美市名瀬小浜町6番7号4－1 0
鹿児島県立大島病院			097-52-3611		奄美市名瀬真名津町1 8－1
名瀬徳洲会病院			0997-54-2222	0997-55-1600	奄美市名瀬朝日町2 8－1
名瀬保健所			0997-52-5411	0997-53-7874	奄美市名瀬永田町1 7－3
電力会社	九州電力		0800-777-9453		奄美市名瀬長浜町6-1
ガス会社	吉田商事		0997-52-3151		奄美市名瀬入舟町1-5
水道事業者	みどり（近藤）	近藤	070-4210-4753		
電気業者	玉野電業		0997-52-3299		奄美市名瀬長浜町6-1
電話会社	ドコモ	新			
エレベーター保守管理会社	ナショナル				
設備施工会社	ハンズ	松元	080-8350-1781		
建築・医療機器メーカー	ヤマシタ建設	山下福男	090-9565-1361		奄美市名瀬有屋町4-5
社有車ディーラー	内山スズキ	玉岡	0997-52-4567		奄美市名瀬小浜町25-6
社有車ディーラー	岩崎オート		0997-62-3007		龍郷町中勝1654-1
ガラス店	竹島サッシ		0997-52-6750		奄美市名瀬鳩浜町82
ガソリンスタンド	大豊石油朝戸店		0997-54-9900		奄美市名瀬朝戸1059-2

第2章 事前準備

1. BCP発動基準

(1) 被災リスクの顕在化による自動発動

- ①津波または大津波警報、洪水・大雨特別警報発令時
 - ②奄美市周辺で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ③サービス提供エリア内で避難命令が発令された場合
 - ④災害対策本部長が必要と認めた場合
- 以上の場合は自動発令とする。

(2) 発動権限者（災害対策本部長）による発動

顕在化している被災リスクや想定外に被災が顕在化する予兆がある場合、被災リスクの顕在化による発動基準を満たしていない状況であっても、発動権限者（対策本部長）の判断によってBCPを発動することができる。

(3) 職員の行動について

職員は、BCP発動時において自らの安全確保を最優先しつつ復旧のための初動対応を行う。
帰宅時に二次被害に巻き込まれる可能性や帰宅困難になる可能性から、地震の発生直後は対策本部長の判断にしたがい原則として帰宅は見合わせる。
また、安全性が確保されていない状況や夜間においても職員は独断で帰宅してはならない。
必ず対策本部長の指示に従い行動する。

(4) 災害対応事前協議

以下の項目は法人内で事前に協議し対応策を決めておく。
ただし、実際の状況は事業所内で再検討する。
その結果実施すべき事項は全職員に周知し災害対策本部が設置されしだい速やかに報告する。

- ①現状と予定（利用者、職員の安全策、備蓄品、医薬品の確保など）
- ②現場における被害リスクの予測とその対策案（ライフライン、インフラ等実際の被災状況に応じて対策を講じる）
- ③全部または一部休業等に対する事業所案
- ④休業から発生する課題と対応案
- ⑤職員配置等の事業所案
- ⑥具体的な現在の場所からの避難誘導方法・当事者相互連携と使用機材について
- ⑦その他現状の中で懸念事項と対策について
- ⑧「高齢者等避難開始（警戒レベル3）」「避難指示（警戒レベル4）」
- ⑨送迎バス運行（運休または運行）
- ⑩事業所運営（休業または再開見込み等）
- ⑪職員体制、職員間の連絡手段
- ⑫利用者および関係機関等への連絡方法
- ⑬利用者の被害予測と対応（生活困難者受入れ、被害想定区域含み実際の被災状況に応じて対策を講じる）
- ⑭その他

2. 避難情報別行動原則

避難情報等	警報レベル	行動原則
早期注意情報 今後気象状況悪化の恐れ 大雨・洪水・高潮注意報 気象状況悪化	警戒レベル1 警戒レベル2	・情報収集 ・情報収集気象庁の情報が今後悪化すると発表された場合、高齢者等避難避難指示を想定し、対応準備を開始する。 例) 営業時間短縮・休業、勤務シフト調整、避難者受入れ対応、翌日以降のサービス提供体制
高齢者等避難 災害の恐れあり	警戒レベル3	・情報収集 ・避難指示発令時を想定し、発令されたら速やかに対応を開始する。 例) 営業時間短縮・休業、勤務シフト調整、避難者受入れ対応、翌日以降のサービス提供体制 ・被害想定を基に、該当地区の避難困難利用者等を避難所または安全な事業所へ避難を開始する。 ・サービス提供区域に高齢者等避難が発令された場合は、災害対策本部等に避難者が来る可能性があるため準備を進める。
避難指示 災害の恐れ高い	警報レベル4	・情報収集 ・速やかに対応を開始する。 ・利用者・職員の安全を最優先する。命を守るための最善の行動を尽くす。 （避難指示対象区域内および区域を通過しなければならない場合は、出勤させない帰宅させないなどの措置を講ずる） ※大地震直後および大津波警報などから発令される避難指示などで、職員に危険があると判断する場合に指示される本部長の指示は最優先し強制力を持つこととする。
緊急安全確保 災害発生または切迫	警報レベル5	・情報収集 ・速やかに対応を開始する。 ・利用者・職員の安全を最優先する。命を守るための最善の行動を尽くす。 （避難指示対象区域内および区域を通過しなければならない場合は、出勤させない帰宅させないなどの措置を講ずる） ※大地震直後および大津波警報などから発令される避難指示などで、職員に危険があると判断する場合に指示される本部長の指示は最優先し強制力を持つこととする。

※警報レベルは、洪水、土砂災害、高潮、洪水氾濫に用いる（津波はレベル区分になじまないため対象外【内閣府】）

(1) 日中における地震・津波発生時の行動について

【地震発生時の行動基準】

<地震発生時>

- ・マニュアルに従い自身および利用者の安全確保に最善を尽くす。
- ・自宅・外出先等で発生した場合も、自身および家族などの安全確保に務めること。
- ・日中活動等で他事業所（公共施設・商店等を含む）にいる場合は、その事業所の指示・誘導に従う。

<地震発生直後>

- ・原則として所属事業所のマニュアルに従い、安全を確認しながら次の行動を判断する。
- ・所属事業所にいる場合、速やかに被害状況（負傷者・設備等の損傷の有無）を把握し対応する。

★居宅の場合

- ・災害発生時、または避難先にて可能な限り早期の状況把握を通じ、状態の悪化が懸念される利用者に必要な支援が供されるよう地域の関係機関との連絡調整を行う。

<津波注意情報発令時>

- ・原則として所属事業所のマニュアルに従い、安全を確認しながら次の行動を判断する。
 - ・津波到達の恐れがある区域にいる場合は、速やかに最寄りの指定避難場所へ避難する。
 - ・事業所の責任者を中心に、災害対策・連絡体制を作り情報の一元管理を行う。
 - ・全ての車両（公用車・私有車）運行を止め、走行中の場合は安全な場所へ移動する。
 - ・自宅・外出先にいる場合、所属事業所のマニュアルに沿った行動に移る。
 - ・所属事業所にいる場合、速やかに（確認が取れない利用者・職員）の情報を把握する。
- ※施設長は津波注意情報発令後速やかに、各事業所の情報や津波の規模、到達予想時間の情報をもとに今後の方針を各事業所・職員へ指示する。

※自分自身の命を守ることを最優先すること

<津波・大津波警報発令または避難指示発令>

- ・原則として所属事業所のマニュアルに従い、安全を確認しながら次の行動を判断する。
- ・津波到達の恐れがある区域にいる場合は、速やかに最寄りの避難所・上位拠点へ避難する。
- ・速やかに災害対策本部を立ち上げる。
- ・所属事業所にいる場合、速やかに（確認が取れない利用者・職員）の情報を上記拠点に報告する。
- ・全ての車両（公用車・私有車）運行を止め、走行中の場合は速やかに最寄りの避難場所・上記拠点へ避難する。
- ・原則、警報発令中の外出等は避けること、ただし安全性を考慮し各拠点の責任者が許可する。
- ・自宅・外出先等にいる場合、所属事業所のマニュアルに沿った行動をとる。

※自分自身の命を守ることを最優先すること

(2) 夜間(営業時間外)における地震・津波発生時の行動について

①地震発生時の行動基準

<地震発生時>

夜勤者	在宅（帰宅）者
	・自身および家族の安全確保に最善を尽くす

<地震発生直後>

	・自身および家族の安全確認を行う。 ・防災無線やラジオの情報より自動参集基準に従い準備する。 (自身と家族の安全確認、通勤経路の安全確認を前提とする) ・外出の場合（公共施設・商店等を含む）は、その事業所の指示に従い救護活動や緊急自動車の通行障害とならないように注意する。
--	--

想定リスク

- ・震度 6 弱以上の揺れ
- ・津波警報または大津波警報の発令
- ・サービス提供エリアで避難指示または避難勧告発令

(3) 津波警報・大津波警報発令時の行動について

夜 勤 者	在 宅（帰宅）者
<津波情報発令後>	<津波情報発令後：浸水エリア外の職員> ・自身と家族の安全を確認した後、安全ルートを通り、災害対策本部へ移動。 ※災害対策本部までの経路が浸水区域しかない場合は、安全確保ができてから移動。 ・災害対策本部へ移動。到着後は夜勤者の応援を行う。
	<津波情報発令後：浸水エリア内の職員> ・安全な高台または災害対策本部へ避難する。 ・災害対策本部の指示により行動。 ・避難所への誘導・時間等を勘案し垂直避難も検討する。

<対策本部>

- ・到着した順に、災害対策本部の機能を立ち上げる。
- ・緊急協議により以後の対応を決定し行動する。
- ・下記の担当業務を振り分ける。
 - ①安全確保
 - ②緊急避難と誘導
 - ③初期消火
 - ④緊急連絡と安否確認
 - ⑤緊急点検・応急措置・復旧活動
 - ⑥地域対応
 - ⑦スタッフ参集
 - ⑧安全防護
 - ⑨地域連携・ボランティア担当
 - ⑩情報収集

第3章 災害発生時の対応

1. 災害発生時の行動手順全体像



2. 安否確認（職員・利用者）の方法

確認方法	伝えるべき項目
1) 携帯のメールやグループラインなどを活用 2) 携帯電話の災害伝言版サービスを活用 3) 衛星電話を設置 4) 災害用伝言ダイヤル（171）を活用 5) SNSなどによる確認 6) 安心安全メールの活用	1) 職員自身または利用者等の氏名 2) 自分自身と利用者等の状況（健康情報も含む） 3) 現在の居場所 4) 自宅の状況 5) 家族の安否状況 6) 出勤の可否と事由、待機要請、通所の可否 7) 連絡手段と方法

- 被災時における緊急連絡先（職員と家族、利用者と家族）の把握にあたっては複数の連絡先や連絡手段を事前に確認し事前に決めておく。
- 被災時の職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、安否確認とともに対応中の利用者への支援手順や移動中の場合における対応方法を可能な限り利用者家族とも協議し事前に決めておく。

3. 避難

(1) 地震等における避難（場所、誘導など）

- ・避難時は障害物から身体を守るヘルメット、除去具として軍手、梃子などを所持する。
- ・触れてはならない物、近づいてはならない場所・地域を特定し周知する

※避難時の注意点

- ①責任者が散逸してしまい必要ところが責任者不在の状態にならぬよう注意する。
- ②避難所への経路が危険で移動距離に無理が生ずる場合があるので注意する。
- ③避難先および人が出入りする場所には、障害物（転倒・転落・破損・散乱等）の防止措置をとる。

【施設外】

場 所 名	避難先目安または経路を図解 把握している危険地域を記載	危険物 危険地域	誘導者名	以後の状況 確認者名	備 考
事前指定避難所					
第一避難所	大川小中学校				
第二避難所	伊津部小学校				
第三避難所	朝日小学校				

<避難にあたり事前に確認すべき重要項目>

- ①避難場所までのルートと方法、避難に要する時間を職員全員が訓練時に確認する。
- ②前項で事前に定めた避難すべきタイミングを確実に実行する（避難で入所者の健康悪化を心配し避難開始の判断を誤らないこと）
※ 何事も起こらない場合はリアルな避難訓練と位置付ける。
- ③避難時に現場の指示命令系統（上位職順）守って行動する。
- ④天気予報や警戒レベルの避難情報はこまめにとり、事前対策と避難行動の見直しを持つ。
- ⑤利用者を速やかに避難させるためには、必要不可欠となる近隣住民等の協力を得るため町内会、自治会との連携を平常時から行う。
- ⑥利用者の避難（避難後至急治療が必要な重度の傷病者含む）については、必ず本人の現在までの症状を記した「利用者カード」を身体に携帯させる。

(2) 土砂災害および洪水時の避難開始判断

①土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）時の避難開始判断

- (ア) 市町村から「高齢者等避難」が発令された時。
- (イ) 都道府県砂防局からにて「土砂災害発生危険が非常に高い地域（土砂災害警戒情報を補足する情報）」と判定され、地方気象台と都道府県砂防局の
合同で「土砂災害警戒情報」が発表された時
- (ウ) 気象庁の「大雨情報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」で「土砂災害発生危険が非常に高い地域」と判定され、
気象庁から「記録的短時間大雨情報」大雨警報（土砂災害）」が発表された時。
- (エ) 土砂災害の前兆現象が確認された時や近隣で土砂災害が発生した時。

(3) 土砂災害および洪水時の避難方法

- ・自力で避難可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時に判別し易い腕章および利用者カード等を準備する。
- ・洪水ハザードマップ等を参照し施設が立地する地点の想定浸水深を確認する。
- ・歩ける深さはひざぐらいまで。（成人男性で約70cm、成人女性で約50cm）水深が腰まであるようなら高所で救助を待つ。
- ・裸足、長靴は禁物。ヒモでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして安全を確認しながら 避難する。
- ・浸水している場所を歩くときには棒などでマンホールや側溝に注意する。
- ・はぐれないよう皆が互いにロープで結んで避難する。
- ・動きやすい服装で、運動靴でヘルメットをかぶること。
- ・避難時には火元を点検し完全に元栓が止まっていることを確認すること。
- ・要配慮者の生活に必要な有効スペースは概ね2～4㎡（内閣府防災担当 福祉避難所の確保・運営ガイドライン）

(4) 土砂災害および洪水時の避難経路について

- ・施設外に避難する際に危険な場所（がけ下や浸水の恐れのある場所等）を避けるように、ハザードマップを参考にし避難所まで安全に移動できる避難経路を
避事前に複数取り決めておき本計画書に添付すること。
- ※洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等には避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所も記載されている。

4. 自動参集基準（本人の安全確保が最優先） ※）各施設ごとの避難対応に最低必要な人員数・・・（ 2 ）名

リスク区分	リスクレベル	理事、事務長 施設長、部長 などの経営陣	課長、サービス 責任者などの管理者	係長、生活相談員など のリーダー職	その他の職員
警戒レベル （事前の協議を優先）	警戒レベル3	△	△	△	△
	警戒レベル4	△	◎	◎	◎
	警戒レベル5	◎	◎	◎	◎
避難情報	高齢者避難等	△	◎	◎	◎
	避難指示	△	◎	◎	◎
	緊急安全確保	◎	◎	◎	◎
津波	津波注意報	△	△	△	△
	津波警報	△	◎	◎	◎
	大津波警報	◎	◎	◎	◎
地震	震度4以下	—	—	—	—
	震度5弱	—	—	—	—
	震度5強	△	△	△	△
	震度6以上	◎	◎	◎	◎
洪水	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり
土砂災害	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり
積雪	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり	予報確認、事前協議どおり
火災	防災無線、緊急連絡網	□	◎	◎	◎
大事故・大事件		□	◎	◎	◎

◎自動参集（施設の存続、職員・利用者の生命に危険） △必要に応じて参集（本人の指示・対応が必要） □可能な限り参集（対応の質を上げる）

※帰宅可否の判断基準

- （1）通勤経路の安全が確保できない場合は帰宅しない。
- （2）的確に帰宅経路の安全情報を入手できる体制を整え職員と共有する。
 - ①自宅に乳幼児や怪我を含め要介護者がいる場合。
 - ②家族が重傷を負った場合。
 - ③家族に安否不明者がいる場合。
 - ④家からの参集ルート（別ルート含む）に決定的な障害により参集不能な場合。
- （3）状況等により最終的には本人の判断とする。

5. 物的対応

※) 被害状況確認の目安（地震の場合）

（１）建物および外回り

①火災関連

- ・火災発生の場合当該建物（損害発生場所は）か、隣接建物か、近隣建物か

②避難経路

- ・非常口は使用可能か、非常階段の使用は可能か
- ・樹木等の倒木や傾斜、液状化、隆起、地割れ、地滑り、がけ崩れはないか

③道路の通行に支障はなさそうか

④建物の沈下、浸水、傾斜、焼失はないか

⑤門・塀・物置

- ・ひび割れや開閉不良、破損・倒壊はないか

⑥屋根・外壁

- ・亀裂・表面剥離、落下はないか

※壁の崩れや屋根瓦の落下などにより近隣に危険を及ぼす可能性がある場合速やかに周知する。

（２）建物内部

①天井

- ・垂下り、破損、脱落はないか

②壁

- ・表面剥離、鉄筋露出はないか

③床

- ・陥没、損傷、傾斜はないか

④窓

- ガラス・破損・飛散り、開閉不可能はないか

（３）設備・什器・備品

①照明器具

- ・破損、落下、不点灯はないか

②エレベーター

- ・停止状況（中に人はいないか）、動作不良はないか

③事務機器

- ・PC,電話等の使用は可能か

※閉じ込めが発生した場合は速やかにエレベーターのメンテナンス会社に連絡する。

（４）ライフライン

①電力

- ・通電不能（一時的、長期）状況はどうか

②水道

- ・濁り、漏水、配管破損・脱落、吹上げはないか
- ・排水管破損、排水不可はないか

③ガス

- ・異臭（ガス漏れ）はないか
- ・供給停止状況（短期・長期）はどうか

6. 備蓄品台帳と配分量の把握

- ・被災時に必要品の配分は最低3日分が可能か下記被災後記入欄から使用可能な在庫量を把握し判断する
- ・配分計画は、利用者とその身内、職員、近所から来所した避難者も計算に加える

(※) 備蓄品台帳の記載・使用方法

- ①備蓄品台帳は必要品をリストアップし、平常時より補充管理すること
- ②被災後の状況欄は、被災直後の避難者の数や状態および備蓄品の使用可能な量を把握し配分量を算定する
- ③保管場所は、平常時より複数個所に分散保管を行い職員にも周知しておくが、被災時は状況により保管場所を安全な所へ変更する。

【備蓄品台帳記載の飲料・食品など】：備蓄（40）名×最低3日分を保存。

備 蓄 品 台 帳				被災後の状況を記入し使用可能量を把握する				メンテ ナンス 担当者
品 名	在庫量	消費期限	使用上の注意	被災時の 保管場所	1人当り配分量 〔在庫の量÷（3 日×避難者数）〕	備考		
水	飲料水	200本	〇年〇月		1日2.7ℓ	1本は2ℓ		
	生活用水	120本	〇年〇月		1人4.8ℓ			
主食	米	18Kg	〇年〇月		1人1日0.8合	1Kg=6.7合		
	レトルト粥	100食	〇年〇月		1人2食			
	レトルト御飯	150食	〇年〇月		1人3食			
副菜	缶詰（煮物）	50缶	〇年〇月		1人1缶			
	レトルト惣菜	50食	〇年〇月		1人1食			
その他 食品	レトルト食品							
	レトルト食品							
	フリーズドライ食品							
調理・ 配膳用 の衛生 用品	マスク	50枚入×120						
	ペーパータオル	2						
	手袋	S.M.L各10						
	アルコールスプレー	10						
	ウェットティッシュ							
	サランラップ大・小	大1、小1						
	ポリ袋中・小							
喫食用 の 衛生用 品	ゴミ袋	45L30枚×20						
	ペーパーナプキン							
	紙コップ	100入×5						
	紙皿大・中							
	割り箸	100入×1						
医薬・ 日用・衛 生用品	使い捨てスプーン	100入×1						
	当該項目の備蓄品例は別紙「介護事業者の事業継続計画（BCP）感染症編に記載例があるので参照のこと」							

※飲料水の使用量は1人当り、1日3ℓが目安です。

※保管場所は、数か所に分けて保管する。

※食品内容は、利用者の状況に合わせて、年1回程度メンテナンスをする。

第4章 業務の継続

1. 業務の緊急度（利用者の生命維持・精神安定に係る業務）一覧

緊急度	重要 業務名	業務停止による影響	必 要 な 資 源	実 施 方 法
A	状況確認と対応	状況把握ができず二次災害の発生 適確な対応が不能	確認および対応者（責任者） 状況・対応記録表（来所者、職員 利用者やその家族の様子等）	入店者確認（人数、出入り数、時間等） 来所者や職員、利用者やその家族の確認と 状況を記録
A	利用者安全確保、医療対応が必要な利用者、怪我の対応	利用者の生命の危険 行方不明、二次被害拡大 情緒不安定、PTSD	介護職員 最低限必要な医薬品、医療用具 安全な支援環境	支援環境の確保、安全性、寒暖などの対応 応急処置
A	排泄ケア	情緒不安定、おむつかぶれ、臭気、感染症	介護職員 施設内トイレ、簡易トイレ おむつ、布、水、消毒薬	排泄場所の確保 清拭、着替え 必要な利用者のみ
A	食事介助および投薬	栄養失調、脱水 情緒不安定、転倒事故 意識障害	介護職員 お湯、燃料、調理器具 炊き出しセット（3日分） 備蓄品（食料、水など）	調理場所の確保（屋内が不可の状態では 庭や駐車場で調理） 備蓄品等による保存食の提供 必要な利用者のみ
A	アレルギー対応	誤飲、誤食による 生命の危険	アレルギー者リスト アレルギー無反応の飲食物	アレルギー者向けの飲食物の確保・提供 誤飲・誤食への配慮
B	衛生確保 （洗顔、手洗い・うがい）	食中毒、感染症、下痢 嘔吐	看護師および介護職員 水、消毒液、布、コップ	消毒、清拭、着替え、入浴 当面休止、体制整い次第再開
B	病気・怪我の応急処置	病気・怪我の悪化による 生命の危機	利用者の既往歴リスト 既往歴対応の医療品、応急処置セット 看護師および介護職員	既往歴・怪我の利用者の確認 状況に応じた対応

2. 利用者の生活支援に関わる業務一覧

緊急度	重要 業務名	業務停止による影響	必 要 な 資 源	実 施 方 法
C	清潔保持・衛生管理	衛生状態悪化⇒感染症の発生	介護職員 水、消毒液、布、コップ	着替え、清拭、入浴、消毒など
C	心のケア	利用者の情緒不安定、 ストレス	介護職員 心のケアに役立つ物	利用者の様子確認 状況に応じた声かけや遊び・運動の工夫
C	お風呂の提供	衛生状態悪化⇒感染症の発生・蔓延	介護職員 水、お湯 バスタブになるもの	入浴場所や備品の確保 入浴
D	体操・運動などの提供	利用者の情緒不安定、 ストレス	介護職員 体操を行える空間 CDラジカセ、書籍や新聞等	運動、簡易な体操、手遊び・音楽を流す等

【優先業務選定の目安】

	※夜間職員のみ	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日	備 考
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%以上	
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫回復	
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	停電・断水	復旧	
業務基準		生命と必要最低限の安全確保 応急処置と避難誘導	施設の被害状況確認、被害報告、 食事・排泄中心	優先業務選別と実施方法確認	ほぼ通常 ボランティア・救援物資・要救護者 受入れ体制確保	外部対応の業務に関する記載は省く
食事提供		必要最低限の提供	飲用水、栄養補助食品、簡易食品 炊き出し	炊き出し、光熱水道復旧の範囲で調理再開	炊き出し、光熱水道、復旧の範囲で調理再開	同上
食事介助		応援の体制化まで必要な利用者には介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	ほぼ通常	同上
口腔ケア		応援の体制化まで不可	必要な利用者はうがい	適時介助	ほぼ通常	同上
水分補給		飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 ほぼ通常	同上
入浴介助 清拭		失禁等必要な順に適時清拭	適時清拭	適時清拭	光熱水道が復旧しだい入浴	同上
洗顔		休止	必要な利用者は清拭	必要な利用者は清拭	ほぼ通常	同上
排泄		必要な利用者のみ	おむつの交換回数を減らす	おむつの在庫あればほぼ通常	ほぼ通常	同上
機能訓練		休止	休止	褥瘡・拘縮予防	ほぼ通常	同上
清掃		汚れた箇所のみ	感染症対策による清掃	感染症対策による清拭	ほぼ通常	同上
洗濯		休止	必要なものに対応	必要最低限	必要最低限	同上
シーツ交換		汚れた箇所のみ	罹患者優先	順次、部分的に交換	ほぼ通常	同上
バイタル		必要に応じて	全利用者の健康チェック必要に応じて開始	全利用者の健康チェック必要に応じて受信	全利用者の健康チェック必要に応じて受信	同上
医療		応急処置	応急処置 投薬	救急搬送 投薬	ほぼ通常	同上
感染症対策		状況に応じて	消毒薬の配置	消毒薬の配置	ほぼ通常	同上
投薬		状況に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	同上
喀痰吸引		必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	同上
相談		休止	要請に応じて	随時実施	随時実施	同上
問合せ対応		対応記録	対応記録	対応記録	対応記録	同上
夜間職員						
緊急受入れ		—	受入れの検討	受入れの検討	受入れ	
ボランティア		—	関係機関と連絡調整	派遣要請、 受入準備	受入れ	

出典：令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

第5章 研修と訓練

1. 避難訓練

(1) 目的

- ① BCPについては関係者と共有し、平時からBCPの内容に関する研修、BCPの内容に沿った訓練を行う。
- ② 計画的に進めることができるか検証すると同時に避難に要する時間を確認する。
- ③ 安全に避難させる技術や知識、および指示や連絡の適確性を身につける
- ④ 施設の防災対策に不備な点がないかを見直す。
- ⑤ 災害時のご家族との連携体制を見直し、連絡方法や引渡し時のルールを伝える。
- ⑥ 利用者は職員の指示どおりに行動ができ、安全な避難ができるか確認する。

(2) 実施する訓練の例

※ 実際の災害発生時はマニュアルどおり行動できるものばかりではないことを考慮に入れ、職員ひとり一人が自分のこととして訓練に挑むこと。（徹底を図ってもマニュアルを未読の者、確認場所を知らないものは一定数存在する）
<事業所内訓練>・・・可能な限り利用者およびその家族に協力を仰ぐ。

- ① 安否確認訓練
 - ② 怪我の対応・応急処置、医療機関への搬送訓練
 - ③ 初期消火活動
 - ④ 参集訓練（参集ルートの検証、実際の被災時に職員の安全が確保できなければ参集しない）
 - ⑤ 施設内の安全な避難スペースの確保と誘導法
 - ⑥ 利用者の状態を把握、避難準備に必要な装備（利用者カード、手袋、杖、タオル、シャベル、雨具や歩行補助具等）を確認
 - ⑦ 避難（複数のルートによる避難誘導、施設周辺の排水状況・避難路を塞ぎそうな樹木や障害物確認、必要備品の確保、移動）
 - ⑧ 施設から避難所までの移動手段（徒歩、車椅子、ストレッチャー、車等）を確保する。
 - ⑨ 早朝や夜間を想定した訓練
 - ⑩ 緊急時、施設外への伝達方法の確認または外部情報の収集・共有。
 - ⑪ 地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得
 - ⑫ 炊き出し、トイレ対策、防寒、避暑対策訓練
 - ⑬ 関連連絡先への連絡訓練（地域対応含む）
 - ⑭ 要・支援者の受け入れ、防犯・警備対策訓練
 - ⑮ 研修と訓練は入職時および年間計画を組みそれぞれ定期的に年1回以上実施する。
- なお、訓練について防災訓練と併合した内容等の工夫も可とする。

・研修及び訓練の結果をもとに、毎年9月に事業継続計画の評価と見直しを行う。

(3) 地域との合同防災訓練

- ① 事業所近隣地域との関連性を強化し、災害時の相互協力体制を確立する。
- ② 各事業所は、町会の防災担当者と連絡先を相互に交換し災害時の情報を共有する。
- ③ 町会の防災計画に則り、防災訓練の日程を事業所の事業計画に明記して計画的に参加する。

※作成したBCPは関係者間で共有し、平時からBCPの内容についての研修や訓練（災害発生を仮定した対応の演習）を行うこと、最新の動向や訓練等で浮かび上がった課題をBCPに反映させることなども必要です。